横浜市都市緑地法施行細則　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正後（案） |
| （緑化率の適用除外に関する許可の申請） | （緑化率の適用除外に関する許可の申請） |
| 第９条　法第35条第２項各号の規定による許可を受けようとする者は、緑化率の適用除外に関する許可申請書（第18号様式）の正本及び副本に、別表第２に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。 | 第９条　法第35条第２項各号の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項（[第３号](https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001584.html#e000000103)及び第４号に掲げる事項にあっては、許可を受けた建築物について当該許可に係る事項を変更する場合に限る。）を記載した書面の正本及び副本に、別表第２に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。許可を受けた建築物について当該許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。  (1)　緑化施設を整備する建築物の敷地の  　　位置及び面積  (2)　適用除外の理由  (3)　許可に係る年月日及び番号  (4)　変更の理由  (5)　その他市長が必要と認める事項 |
| （第２項省略） | （第２項省略） |
| （緑化率の適用除外に関する許可） |  |
| 第９条の２　市長は、前条第１項の許可をしたときは、緑化率の適用除外に関する許可書（第18号様式の２）を当該許可の申請をした者に交付するものとする。 | （削除） |
|  |  |
| （緑化施設の工事の認定の申請） | （緑化施設の工事の認定の申請） |
| 第11条　緑化地域内において敷地面積が横浜市緑化地域に関する条例（平成20年９月横浜市条例第39号）第３条に定める規模以上の建築物の新築又は増築をする者であって、法第43条第１項の認定を受けようとするものは、緑化施設工事完了延期認定申請書（第19号様式）の正本及び副本に、省令第10条に規定する図書及び工事を完了することができない理由を証する書面を添えて市長に申請しなければならない。 | 第11条　緑化地域内において敷地面積が横浜市緑化地域に関する条例第３条に定める規模以上の建築物の新築又は増築をする者であって、法第43条第１項の認定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面の正本及び副本に、省令第10条に規定する図書及び工事を完了することができない理由を証する書面を添えて市長に申請しなければならない。  (1)　緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積  (2)　既存の緑化施設の位置、種別及び面積  (3)　整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積  (4)　前号のうち、工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積、当該工事を完了することができない理由並びに完了予定年月日  (5)　緑化施設の面積の敷地面積に対する割合  (6)　省令第29条第１項の規定による証明書の番号及び証明年月日  (7)　その他市長が必要と認める事項 |
| （緑化施設の工事の認定） |  |
| 第11条の２　市長は、前条の認定をしたときは、緑化施設工事完了延期認定書（第19号様式の２）を当該認定の申請をした者に交付するものとする。 | （削除） |
| （認定を受けた緑化施設の工事の完了の届出） | （認定を受けた緑化施設の工事の完了の届出） |
| 第12条　法第43条第２項の規定による検査済証の交付を受けた者は、緑化施設に関する工事を完了したときは、速やかに、緑化施設工事完了届出書（第20号様式）に、緑化施設の整備状況を示した写真を添えて市長に提出しなければならない。 | 第12条　法第43条第２項の規定による検査済証の交付を受けた者は、緑化施設に関する工事の完了後、速やかに、次に掲げる事項を記載した書面に、緑化施設の整備状況を示した写真を添えて市長に届け出なければならない。  (1)　緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積  (2)　工事完了年月日及び認定書の番号  (3)　省令第29条第１項の規定による証明書の番号及び証明年月日  (4)　その他市長が必要と認める事項 |
| ２　法第43条第１項の認定を受けた者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項又は第18条第２項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することが可能となった場合においては、当該工事の完了後、速やかに、緑化施設工事完了届出書を市長に提出しなければならない。 | ２　法第43条第１項の認定を受けた者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項又は第18条第２項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することが可能となった場合においては、当該工事の完了後、速やかに前項各号に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。 |
| （緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請） | （緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請） |
| 第13条　省令第29条の規定に基づき、法第35条又は第36条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、緑化率適合証明申請書（第21号様式）の正本及び副本に、別表第３（ア）欄に掲げる建築物の種類ごとにそれぞれ同表（イ）欄に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。 | 第13条　省令第29条第１項の規定に基づき、法第35条又は第36条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項（[第６号](https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001584.html#e000000103)及び第７号に掲げる事項にあっては、証明を受けた計画について当該証明に係る事項を変更する場合に限る。）を記載した書面の正本及び副本に、別表第３(ア)欄に掲げる建築物の種類ごとにそれぞれ同表(イ)欄に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。証明を受けた計画について当該証明に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。  (1)　緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積  (2)　建築物の工事種別  (3)　緑化施設の概要、規模、種別及び配置  (4)　緑化施設の面積及び建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合  (5)　建築着工予定年月日  (6)　省令第29条第１項の規定による証明書の番号及び証明年月日  (7)　変更の理由  (8)　その他市長が必要と認める事項 |
| （第２項省略） | （第２項省略） |
| （緑化率の最低限度に関する証明書の交付）  第13条の２　市長は、前条第１項の規定による申請があった場合において、当該申請について法第35条又は第36条の規定に適合していると認めたときは、緑化施設適合証明通知書（第21号様式の２）を当該申請をした者に交付するものとする。 | （削除） |
|  |  |
| （緑化率の証明等に関する名義変更の届出） | （緑化率の証明等に関する名義変更の届出） |
| 第14条　建築主は、法第35条第２項各号の規定による許可、法第43条第１項の認定又は省令第29条の規定による証明書の交付を受けた後、当該許可、認定又は証明に係る工事を完了する前に、その住所又は氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）を変更しようとするときは、緑化率の証明等に関する名義変更届出書（第22号様式）を市長に提出しなければならない。 | 第14条　建築主は、法第35条第２項各号の規定による許可、法第43条第１項の認定又は省令第29条第１項の規定による証明書の交付を受けた後、当該許可、認定又は証明に係る工事を完了する前に、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。  (1)　申請の種類  (2)　許可、認定又は証明に係る年月日及び番号  (3)　建築物の敷地の地名地番  (4)　変更の理由  (5)　変更前及び変更後の建築主の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）  (6)　その他市長が必要と認める事項 |
| （緑化率の証明等に関する取下げ及び取りやめの届出） | （緑化率の証明等に関する取下げ及び取りやめの届出） |
| 第15条　建築主は、第９条第１項、第11条又は第13条第１項の規定による申請を取り下げようとするときは、緑化率の証明等に関する取下届出書（第23号様式）を市長に提出しなければならない。 | 第15条　建築主は、第９条第1項、第11条又は第13条第１項の規定による申請を取り下げようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。  (1)　申請の種類  (2)　申請年月日  (3)　建築物の敷地の地名地番  (4)　取り下げる理由  (5)　その他市長が必要と認める事項 |
| ２　建築主は、法第35条第２項各号の規定による許可又は省令第29条の規定による証明書の交付を受けた後に、当該許可又は証明に係る工事を取りやめようとするときは、緑化率の証明等に関する取りやめ届出書（第24号様式）を市長に提出しなければならない。 | ２　建築主は、法第35条第2項各号の規定による許可又は省令第29条第１項の規定による証明書の交付を受けた後に、当該許可又は証明に係る工事を取りやめようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。  (1)　申請の種類  (2)　許可又は証明に係る年月日及び番号  (3)　建築物の敷地の地名地番  (4)　取りやめる理由  (5)　その他市長が必要と認める事項 |
|  |  |
|  |  |

現行

別表第２（第９条第１項）

|  |  |
| --- | --- |
| 図書の種類 | 明示しなければならない事項 |
| （省　略） | |
| 敷地及び緑化施設の求積図及び面積算出表 | 敷地及び緑化施設の求積に必要な敷地、工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式 |
| （省　略） | |

改正後（案）

別表第２（第９条第１項）

|  |  |
| --- | --- |
| 図書の種類 | 明示しなければならない事項 |
| （省　略） | |
| 緑化施設の求積図及び面積算出表 | 緑化施設の求積に必要な工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式 |
| （省　略） | |
| 緑化施設の写真及び撮影位置図  （既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る。） | 緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向 |

現行

別表第３（第13条第１項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （ア） | （イ） | |
| 図書の種類 | 明示しなければならない事項 |
| 法第35条の規定が適用される建築物 | （省　略） | |
| 敷地及び緑化施設の求積図及び面積算出表 | 敷地及び緑化施設の求積に必要な敷地、工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式 |
| （省　略） | | |

改正後（案）

別表第３（第13条第１項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （ア） | （イ） | |
| 図書の種類 | 明示しなければならない事項 |
| 法第35条の規定が適用される建築物 | （省　略） | |
| 緑化施設の求積図及び面積算出表 | 緑化施設の求積に必要な工作物及び緑化施設の各部分の寸法及び算式 |
| 緑化施設の写真及び撮影位置図（既存の緑化施設について面積を算出する場合に限る。） | 緑化施設の状況並びに写真撮影の位置及び方向 |
| （省　略） | | |